

青森県報

第三千九百六十一号

平成二十七年
二月二十三日
(月曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右	同	一
右	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	二
右	同	二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	(水産振興課)	三
区域内特定養殖業者の特定養殖共済加入義務の発生	(同)	三
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	(会計管理課)	四
公 告		
二級建築士の免許の取消し	(建築住宅課)	四
選挙管理委員会		
個人演説会等を開催することのできる施設の指定の一部改正	(事務局)	四

告

示

青森県告示第九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	指 定 年 月 日
特別養護老人ホーム 青山荘	五所川原市大字金山字 盛山四二の八	介護老人福祉施設	平成 二七・一・一

青森県告示第九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社西北 フアーマシー	北津軽郡鶴田 町大字鶴田一 早瀬二四の字	すずらん調剤 薬局桔梗野店	弘前市大字桔 梗野一丁目三 の四	平成 二七・二・一
社会福祉法人 福生会	三戸郡南部町 大字塚渡字外 窪一三の六七	通所介護	八戸市売市二 丁目三の一五	二六・三・一
社会福祉法人 青森民友厚生 振興団	五所川原市大 字金山字盛山 四二の八	短期入所 生活介護	五所川原市大 字金山字盛山 四二の八	二七・一・一

青森県告示第九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社いち	京都府城陽市 平川中道表一 八の一四	居宅療養 管理指導	いちい薬局 田町店	北津軽郡鶴田 大字鶴田五 相原五五の二	二六・六・一
--------	--------------------------	--------------	--------------	---------------------------	--------

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防の種類	介護予防事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
有限会社西北 フアーマシー	北津軽郡鶴田 町大字鶴田一 早瀬二四の一	介護予防 居宅療養 管理指導	すずらん調剤 薬局桔梗野店	弘前市大字桔 梗野一丁目三 の四	平成 二七・三・一
社会福祉法人 福生会	三戸郡南部町 大字城渡字外 窪一二の六七	通所介護	デイサービス ピースマイル	八戸市売市二 丁目三の一五	二六・三・一
社会福祉法人 青森民友厚生 振興団	五所川原市大 字金山字盛山 四二の八	介護予防 短期入所 生活介護	特別養護老人 ホーム青山荘	五所川原市大 字金山字盛山 四二の八	二七・一・一
株式会社いち	京都府城陽市 平川中道表一 八の一四	介護予防 居宅療養 管理指導	いちい薬局 田町店	北津軽郡鶴田 大字鶴田五 相原五五の二	二六・六・一
医療法人藤仁 会	上北郡七戸三 字道ノ上六三 の四	介護予防 通所介護 シブリンテ	介護予防セン ターいぶぎ	上北郡七戸三 字道ノ上六三 の四	二六・三・三

青森県告示第九十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
有限会社西北 フアーマシー	北津軽郡鶴田 町大字鶴田一 早瀬二四の一	すずらん調剤 薬局桔梗野店	弘前市大字桔 梗野一丁目三 の四	平成 二七・三・一
社会福祉法人 福生会	三戸郡南部町 大字城渡字外 窪一二の六七	デイサービス ピースマイル	八戸市売市二 丁目三の一五	二六・三・一

青森県告示第百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 福生会	三戸郡南部町大字城渡字外窪一・二の六七	介護予防 通所介護 介護指導	デイサービス ピースマイル	八戸市売市二丁目三の一五	二六・三・一	
有限会社西北ファーマシー	北津軽郡鶴田町大字鶴田一早瀬二四の一	介護予防 居室療養 管理指導	すずらん調剤 薬局 梗野店	弘前市大字桔梗野一丁目三の四	平成 二七・二・一	

青森県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
東津軽郡今別町大字奥平部字元道添一〇 山本 義範 東津軽郡今別町大字奥平部字奥村元九五の六 横岡 富永	竜飛今別第一区 竜飛今別漁業協同組合の区域のうち、今別町大字奥平部の区域	底建網漁業
東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八の三 三浦 隆徳 東津軽郡今別町大字砂ヶ森字砂村元八八 川口 明德	竜飛今別第二区 竜飛今別漁業協同組合の区域のうち、今別町大字砂ヶ森の区域	総トン数十トンの漁船により行う漁業

青森県告示第百二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の六第一項の規定により次の発起人が求めた次の加入区に係る区域内特定養殖業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

東津軽郡外ヶ浜町字三厩源兵衛間一 水嶋 光弘 東津軽郡外ヶ浜町字三厩板柳一の一 伊藤 春光	竜飛今別第五区 竜飛今別漁業協同組合の区域のうち、外ヶ浜町字三厩源兵衛間一及び三厩板柳一の区域	総トン数十トンの漁船により行う漁業として一本釣漁業
北津軽郡中泊町大字小泊字下前八四の二 磯野 勝治 北津軽郡中泊町大字小泊字下前三四の五 柏崎 智好	下前区域 組合の地区	総トン数十トンの漁船により行う漁業として一本釣漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九の三 山本 晃義 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四の六 田口 勇	風合瀬区域 風合瀬漁業協同組合の地区	一本釣漁業
西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川一九の二 山本 祐二 西津軽郡深浦町大字風合瀬字上砂子川一四の八 三浦 政助	底建網漁業	

発起人の住所及び氏名(名称)	加入区の名称
上北郡横浜町字館ノ後五七の六 上北郡横浜町字大豆田一一	横浜町加入区
杉山 巨 二木 春美	

青森県告示第百二二号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

「 広 田 支 店 五所川原支店 田出張所」	「 五所川原市みどり町四丁目 五所川原市みどり町四丁目」	を に改める。
------------------------------	---------------------------------	------------

公 告

二級建築士の免許の取消し

建築士法(昭和二十五年法律第百二二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第一項の規定により公告する。

平成二十七年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

- 一 瀧澤利恵子
- 二 登録番号 第六七四四号
- 三 取消年月日 平成二十七年二月十六日
- 四 取消しの理由 建築士法第九条第一項第一号の規定による免許の取消しの申請があった。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十四号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号(個人演説会等を開催することのできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

表中

「 青柳会館 大湯会館」	「 原二七の二 三 ” 大鱧町大字大鱧字湯野川 大鱧町大字蔵館字村岡五」	を に改める。
-----------------	--	------------

(発行者・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	--	--------------------------------